

鹿 児 島 県 公 報

令和 5 年 4 月 25 日 (火) 第 407 号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

告 示

○保安林の指定 (4 件)	(森づくり推進課取扱い) 1
○救急病院等の認定	(保健医療福祉課取扱い) 3
○生活保護法等に基づく指定医療機関等の廃止	(社会福祉課取扱い) 3
○生活保護法等に基づく医療機関等の指定	(社会福祉課取扱い) 3
○特定漁業者の規約の制定に係る同意の認定	(水産振興課取扱い) 4
○肥料の登録の有効期間の更新	(経営技術課取扱い) 4
○公共測量の実施	(監理課取扱い) 4
○公共測量の終了 (2 件)	(監理課取扱い) 5
○道路の区域の変更	(道路維持課取扱い) 5
○市街地再開発組合の事業計画の変更の認可	(建築課取扱い) 5
○包括外部監査契約の締結	(監査委員事務局取扱い) 5
○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定	(大隅地域振興局取扱い) 6
選 挙 管 理 委 員 会 告 示	
○選挙運動費用収支報告書の要旨の公表	(選挙管理委員会取扱い) 7
公 安 委 員 会 告 示	
○遊技機の型式の検定の告示	(生活安全企画課取扱い) 10

告 示

鹿児島県告示第413号

森林法 (昭和26年法律第249号) 第25条の2 第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

令和 5 年 4 月 25 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 保安林の所在場所
霧島市隼人町西光寺字内道平3374番, 字釜迫3376番2, 3378番1, 3378番2
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字内道平3374番・字釜迫3376番2・3378番1・3378番2 (以上4筆について次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び霧島市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第414号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

令和 5 年 4 月 25 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 保安林の所在場所
霧島市隼人町小浜字水ノ手6229番, 6231番
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び霧島市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第415号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

令和 5 年 4 月 25 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 保安林の所在場所
いちき串木野市金山下13616番3, 13854番2・野下13618番1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及びいちき串木野市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第416号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

令和 5 年 4 月 25 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 保安林の所在場所
始良市蒲生町北字栞ヶ山2061番, 2081番 4 (次の図に示す部分に限る。), 2083番 3, 2083番 5
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は, 択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は, 当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は, 次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は, 省略し, その図面及び関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び始良市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第417号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項の規定により, 次のとおり救急病院又は救急診療所として認定した。

令和 5 年 4 月 25 日

鹿児島県知事 塩田康一

救急病院・救急診療所の別	名 称	所 在 地	認 定 の 有 効 期 間
救急病院	鹿児島こども病院	日置市伊集院町妙円寺二丁目2000番669	令和 5 年 3 月 27 日から 令和 8 年 3 月 26 日まで
救急診療所	松岡救急クリニック	南九州市川辺町永田4164番地 8	令和 5 年 4 月 1 日から 令和 8 年 3 月 31 日まで
救急診療所	松岡救急クリニック 分院	曾於市末吉町二之方6013	令和 5 年 4 月 1 日から 令和 8 年 3 月 31 日まで

鹿児島県告示第418号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により, 指定医療機関から次のとおり廃止の届出があった。

令和 5 年 4 月 25 日

鹿児島県知事 塩田康一

名 称	所 在 地	廃止年月日
廣島歯科医院	枕崎市港町107番地	令和 5 年 3 月 15 日
豊栄調剤薬局柏原店	肝属郡東串良町川東3332-1	令和 5 年 1 月 31 日
兒玉医院	肝属郡東串良町川東3435番地	令和 4 年 12 月 31 日
吉留歯科医院	肝属郡東串良町池之原1246番地	令和 5 年 3 月 15 日
ながとし歯科クリニック	薩摩川内市永利町2617-1	平成30年 6 月 30 日
みらいクリニック	出水市上知識町549	令和 5 年 3 月 31 日
溝口クリニック	枕崎市住吉町48番地	令和 5 年 7 月 31 日

鹿児島県告示第419号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により, 次のとおり指定

医療機関として指定した。

令和 5 年 4 月 25 日

鹿児島県知事 塩田康一

名 称	所 在 地	指定年月日
パラソルデンタルクリニック	薩摩川内市中郷四丁目222番	令和 5 年 3 月 1 日
海浜薬局	南さつま市加世田村原四丁目 6 番地 2	令和 5 年 3 月 1 日
ながとし歯科クリニック	薩摩川内市永利町2617番地 1	平成30年 7 月 1 日
いちご薬局	霧島市国分下井601番 2	令和 5 年 4 月 1 日
福田クリニック	出水市上知識町549	令和 5 年 4 月 1 日
クロダ歯科	奄美市名瀬幸町20- 6 恵ビル102	令和 5 年 3 月 1 日
伊作田診療所	日置市東市来町長里351-11	令和 4 年 4 月 1 日
はあとふる薬局	熊毛郡屋久島町尾之間136番地 6-102	令和 5 年 4 月 1 日

鹿児島県告示第420号

薩摩川内市下甑町長浜968番地18 山下哲郎及び薩摩川内市下甑町長浜187番地 2 前多潤からなされた次の区域及び区分に係る漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第 5 項において準用する同法第105条の 2 第 3 項の規定による届出に係る同法第108条第 2 項の同意は、同項に規定する要件に適合すると認める。

令和 5 年 4 月 25 日

鹿児島県知事 塩田康一

区域及び区分

- 1 区域 薩摩川内市下甑町長浜区域（薩摩川内市下甑町長浜の地区）
- 2 区分 主としてはえ縄漁業を営む漁業，主としてひき縄漁業を営む漁業及び主としてきびなご流網漁業を営む漁業

鹿児島県告示第421号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第12条第 2 項の規定により，次のとおり肥料の登録の有効期間を更新した。

令和 5 年 4 月 25 日

鹿児島県知事 塩田康一

登録番号	更新後の登録の有効期限	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者	
						氏名又は名称	住所
鹿児島県肥第1304号	令和 8 年 6 月 8 日	混合有機質肥料	海地の恵（みちのめぐみ）	窒素全量 6.0 りん酸全量 4.5 加里全量 1.3	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	株式会社厚石園	枕崎市桜山東町974番地

鹿児島県告示第422号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第 1 項の規定により，大隅地域振興局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和 5 年 4 月 25 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 作業の種類 公共測量（路線測量）
- 2 作業の期間 令和 5 年 3 月 22 日から同年 9 月 29 日まで
- 3 作業の地域 曾於市大隅町坂元地内

鹿児島県告示第423号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省九州地方整備局鹿児島国道事務所長から令和4年11月15日鹿児島県告示第797号で告示した公共測量の実施は、令和5年3月17日終了した旨の通知があった。

令和5年4月25日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第424号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省九州地方整備局大隅河川国道事務所長から令和4年8月2日鹿児島県告示第631号で告示した公共測量の実施は、令和5年3月27日終了した旨の通知があった。

令和5年4月25日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第425号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、令和5年4月25日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和5年4月25日

鹿児島県知事 塩田康一

道路 の 種類	路 線 名	変 更 の 区 間	変 更 前 後 の 別	敷地の幅員	敷地の延長
				(メートル)	(メートル)
県道	西之表南種子 線	西之表市安城字野木頭147 番29地先から147番58地先 まで	前	13.5～34.0	60.0
			後	13.5～30.5	60.0

鹿児島県告示第426号

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第38条第1項の規定により、市街地再開発組合の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和5年4月25日

鹿児島県知事 塩田康一

- 市街地再開発組合の名称
中央町19・20番街区市街地再開発組合
- 事業施行期間
平成28年12月9日から令和5年3月31日まで
- 施行地区
鹿児島市中央町19番1から19番7まで、19番9から19番21まで、19番23から19番39まで、20番1から20番8まで、20番12から20番18まで、20番20及び20番21
- 事務所の所在地
鹿児島市中央町22番地16
- 設立認可の年月日
平成28年12月9日
- 変更の認可の年月日
令和5年3月30日

鹿児島県告示第427号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第1項の規定により、次のとおり包括外部監査契約を締結した。

令和 5 年 4 月 25 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

- 1 包括外部監査契約の期間の始期
令和 5 年 4 月 1 日
- 2 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法
基本費用の額並びに執務費用及び実費の額の合算
- 3 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所
氏名 古川康郎 (公認会計士)
住所 鹿児島市堀江町 8 番 19-1305 号
- 4 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法
監査の結果に関する報告の提出後に支払う。ただし、必要に応じ前金払をする。

大隅地域振興局告示第 9 号

児童福祉法 (昭和 22 年法律第 164 号) 第 21 条の 5 の 3 第 1 項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

令和 5 年 4 月 25 日

大隅地域振興局長 永野義人

事業所		申請者			指定年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
放課後等デイサービス・クローバー	曾於市大隅町中之内 8154 番地 3	特定非営利活動法人みどりの庭	曾於市末吉町諏訪方 6227 番地 5	磯邊 貴志	令和 5 年 3 月 20 日	児童発達支援
児童発達支援・放課後デイふぁーすと	志布志市有明町野井倉 1337 番地 10	特定非営利活動法人ふぁーすと	志布志市有明町野井倉 1337 番地 10	八久保理香	令和 5 年 3 月 27 日	児童発達支援・放課後等デイサービス
にじいろぼっけ	鹿屋市西原一丁目 23 番 4 号	一般社団法人ワンシード・ステージ	鹿屋市西原一丁目 16 番 27 号	厚芝 真弥	令和 5 年 4 月 1 日	児童発達支援・放課後等デイサービス
キッズどりーむ	鹿屋市札元一丁目 3518 番 1	株式会社江戸屋	鹿屋市新栄町 6 番 14 号	藏屋 清美	令和 5 年 4 月 1 日	児童発達支援・放課後等デイサービス
はっぴーone純	鹿屋市川西町 4465 番地 4	株式会社純隆	鹿屋市川西町 4669 番地 5	吉留 祐子	令和 5 年 4 月 1 日	放課後等デイサービス
おおすみ児童発達支援センター 第 2 放課後等デイサービス	鹿屋市寿五丁目 23-4	社会福祉法人敬心会	鹿屋市今坂町 12405 番地 47	郷原 建樹	令和 5 年 4 月 1 日	放課後等デイサービス
放課後等デイサービスリアン	志布志市有明町野井倉 1576 番地 8	株式会社 F L C	志布志市有明町野井倉 4854 番地	杉山 義和	令和 5 年 4 月 1 日	放課後等デイサービス

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

鹿 児 島 県 選 挙 管 理 委 員 会 告 示 第 26 号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第192条の規定により、令和4年7月10日執行の参議院鹿児島県選出議員選挙における各候補者の出納責任者から提出のあった選挙運動に関する収支報告書の要旨を次のとおり公表する。

令和5年4月25日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 松下良成

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類
令和4年7月10日執行 参議院鹿児島県選出議員選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）
41,084,700円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	円林 誠子	所属党派	立憲民主党	期	令和4年5月2日から 同年7月19日まで
出納責任者氏名	小森 芳郎			間	第1回分

収 入		支 出	
円		円	
主たる寄附 (氏名 団体名) (職業) (寄附額)		人件費	1,087,500
立憲民主党鹿児島県総支部連合会	5,000,000	家屋費	3,212,300
その他の収入	4,000,000	選挙事務所費	3,212,300
		通信費	241,509
		交通費	1,074,582
		印刷費	2,680,579
		広告費	6,182,170
		文具費	3,348
		食糧費	231,867
		休泊費	124,580
		雑 費	101,530
今回計	9,000,000	今回計	14,939,965
総 計	9,000,000	総 計	14,939,965

支 出 の う ち 公 費 負 担 相 当 額	項 目		金額 (円)
	選挙運動用通常葉書の作成		330,225
	ビラの作成		878,700
	ポスターの作成		1,471,654
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成		339,678
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成		214,404
	個人演説会の立札及び看板の類の作成		204,770
	政見放送のための録画等		3,111,000
	計		6,550,431

報告書受理年月日 令和4年7月25日 第1回報告分

候補者氏名	円林 誠子	所属党派	立憲民主党	期	令和4年7月20日から 同年8月29日まで
出納責任者氏名	小森 芳郎			間	第2回分

収 入		支 出	
円		円	

主たる寄附 (氏名 団体名) (職業)	(寄附額)	広告費	172,700
今回計	0	雑 費	102,669
前回計	9,000,000	今回計	275,369
総 計	9,000,000	前回計	14,939,965
		総 計	15,215,334

報告書受理年月日	令和 4 年 9 月 2 日 第 2 回報告分
----------	-------------------------

候補者氏名	草尾 敦	所属党派	NHK党	期	令和 4 年 6 月 22 日から 同年 7 月 13 日まで
出納責任者氏名	草尾 敦			間	第 1 回分

収 入		支 出	
	円		円
主たる寄附 (氏名 団体名) (職業)	(寄附額)	印刷費	698,902
NHK党	698,902		
今回計	698,902	今回計	698,902
総 計	698,902	総 計	698,902

報告書受理年月日	令和 4 年 7 月 25 日 第 1 回報告分
----------	--------------------------

候補者氏名	西郷 歩美	所属党派	無所属	期	令和 4 年 4 月 1 日から 同年 7 月 9 日まで
出納責任者氏名	西郷 歩美			間	第 1 回分

収 入		支 出	
	円		円
主たる寄附 (氏名 団体名) (職業)	(寄附額)	人件費	1,186,601
その他の収入	3,000,000	家屋費	190,000
		選挙事務所費	190,000
		印刷費	2,680,579
		広告費	384,243
今回計	3,000,000	今回計	4,441,423
総 計	3,000,000	総 計	4,441,423

支 出 の う ち 公 費 負 担 相 当 額	項 目	金額 (円)
	選挙運動用通常葉書の作成	330,225
	ビラの作成	878,700
	ポスターの作成	1,471,654
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	169,839
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	214,404
	計	3,064,822

報告書受理年月日	令和 4 年 7 月 25 日 第 1 回報告分
----------	--------------------------

候補者氏名	昇 拓真	所属党派	参政党	期	令和 4 年 6 月 10 日から 同年 7 月 9 日まで
出納責任者氏名	宮里 智子			間	第 1 回分

収 入		支 出	
	円		円
主たる寄附 (氏名 団体名) (職業)	(寄附額)	人件費	100,000
参政党鹿児島支部	911,224	家屋費	206,180
倉ヶ崎 みどり 主婦	80,000	選挙事務所費	151,080
		集合会場費	55,100

その他の寄附	1 件	20,000	通信費	24,290
			交通費	126,163
			印刷費	5,500
			広告費	513,934
			食糧費	4,554
			雑 費	30,603
今回計		1,011,224	今回計	1,011,224
総 計		1,011,224	総 計	1,011,224

報告書受理年月日 令和 4 年 7 月 25 日 第 1 回報告分

候補者氏名	野村 哲郎	所属党派	自由民主党	期	令和 4 年 5 月 20 日から 同年 7 月 21 日まで
出納責任者氏名	南之園 政美			間	第 1 回分

収 入			支 出	
円			円	
主たる寄附			人件費	4,245,000
(氏名 団体名) (職業)	(寄附額)		家屋費	9,361,359
自由民主党鹿児島県参議院選挙区第五支部			選挙事務所費	6,575,540
	15,000,000		集会会場費	2,785,819
久松 純一	会社員	225,000	通信費	205,434
福永 崇嗣	会社員	210,000	交通費	718,827
満永 大作	会社員	225,000	印刷費	2,529,890
松下 伊智郎	会社員	150,000	広告費	1,563,709
田中 佑典	会社員	150,000	文具費	47,144
田平 龍佑	会社員	135,000	食糧費	349,511
勝目 一成	会社員	135,000	休泊費	174,850
中尾 友亮	会社員	150,000	雑 費	1,031,773
末吉 健登	会社員	60,000		
内藤 令康	会社員	60,000		
満留 明良	会社員	60,000		
堀之内 悠希	会社員	60,000		
池上 健人	会社員	60,000		
平山 大智	会社員	60,000		
末廣 徹也	会社員	60,000		
西 俊紀	会社員	60,000		
花田 雄大	会社員	60,000		
矢野 良治	会社員	60,000		
四反田 祐太	会社員	60,000		
黒木 優太	会社員	60,000		
宮内 舜大	会社員	60,000		
吉田 悠真	会社員	60,000		
松本 聡史	会社員	60,000		
林 卓充	会社員	60,000		
その他の収入		1,000,000		
今回計		18,340,000	今回計	20,227,497
総 計		18,340,000	総 計	20,227,497

支 出 の う ち	項 目		金額 (円)
	選挙運動用通常葉書の作成		329,850
	ビラの作成		878,600
	ポスターの作成		1,310,000

公 費 負 担 相 当 額	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	169,800
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	214,400
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	122,862
	計	3,025,512

報告書受理年月日	令和 4 年 7 月 22 日 第 1 回報告分
----------	--------------------------

候補者氏名	野村 哲郎	所属党派	自由民主党	期 間	令和 4 年 7 月 22 日から 同年 9 月 5 日まで 第 2 回分
出納責任者氏名	南之園 政美				

収 入		支 出	
円		円	
主たる寄附 (氏名 団体名) (職業)	(寄附額)	家屋費	3,999
		集合会場費	3,999
		通信費	40,771
		交通費	60
		広告費	3,343,000
		雑 費	29,233
今回計	0	今回計	3,417,063
前回計	18,340,000	前回計	20,227,497
総 計	18,340,000	総 計	23,644,560

支 出 の う ち	政見放送のための録画等	3,343,000
公 費 負 担 相 当 額	計	3,343,000

報告書受理年月日	令和 4 年 9 月 5 日 第 2 回報告分
----------	-------------------------

公安委員会告示

鹿児島県公安委員会告示第36号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

令和 5 年 4 月 25 日

鹿児島県公安委員会委員長 鑪野孝清

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
回胴式遊技機	S ジャベリン S A	株式会社ジェイピーエス	230378